

令和8年度 空カン類収集運搬業務委託特記仕様書

1 目的

この仕様書は、姫路市が委託する令和8年度空カン類収集運搬業務において、特別に定める事項について示したものである。

2 収集品目

空カン類

3 収集場所及び収集運搬時間

(1) 収集場所

共通仕様書別表に示す地区（小学校区）に設けられた粗大ごみステーション

参考年間ごみ量

空カン類	約 200 t
------	---------

※ 上記参考年間ごみ量は、令和6年度ごみ量を基としているため、実際のごみ量と異なる場合があることを承知すること。期間中のごみ量と異なる場合でも委託料の増額は行わない。

(2) 収集運搬時間

原則として、別紙「共通仕様書」に定めるとおりとする。可能な限り、自治会等の団体が、売却しているアルミ缶等を引渡し後に収集を開始するよう努めること。

4 搬入について

(1) 搬入先

姫路市が指定する場所とする。

(2) 搬入時間

収集した当日の午後4時までに搬入するよう努めること。

5 使用車両

塵芥車又はダンプ車を用いること。ただし、姫路市と協議した上で、その他の車両を使用する場合は、この限りでない。

6 その他

- (1) 分別用カゴ又は折り畳み式あみカゴの中に、該当品目以外のものが含まれる場合には、適正な区分に分別するなど、市民の分別排出にできる限り協力すること。
- (2) 空カン類を車両に積み込んだ後の分別用かごは、散乱しないよう粗大ごみステーションの一角に集めるなど、粗大ごみステーションの整頓に努めること。
- (3) 空カン類の一部又は全部を地元売却している団体もあるので、それらの空カン類について

は収集しないよう留意すること。

- (4) 粗大ゴミステーションによっては、各収集品目の排出場所が重なり合うなどして、明確に区別できない状況もあり得るため、収集中の品目以外の排出場所にも注視して分別並びに仕分け作業を行い、積み残しがないか確認すること。
- (5) 当該業務の対象となる収集品目をすべて収集した粗大ゴミステーションについては、箒などで清掃を行い、粗大ゴミステーションの清潔の保持に務めること。